

## 犯罪被害給付制度をご存じですか？

この制度は、殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病若しくは障害という重大な被害を受けた犯罪被害者等の方に対して、国が給付金を支給するもので、次の3種類があります。

○遺族給付金      ○重傷病給付金      ○障害給付金

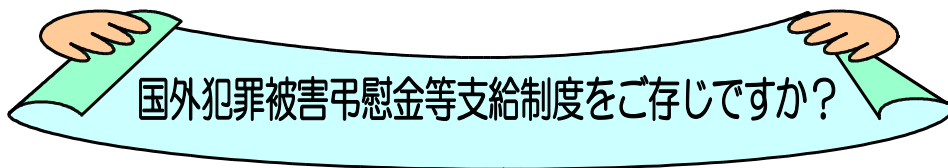
ただし、労災保険などの公的補償を受けた場合や損害賠償を受けた場合は、その給付金の額が調整されます。また、親族間犯罪や犯罪被害者にも原因がある場合に給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

【問合せ先】

金沢東警察署 076-253-0110

石川県警察本部警務部県民支援相談課被害者支援室 (代) 076-225-0110

石川県警察ウェブサイト <https://www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/>



## 国外犯罪被害弔慰金等支給制度をご存じですか？

この制度は、日本国外において行われた故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた日本国民の遺族又は障害が残った日本国民に対して、国が弔慰金等を支給するものです。

○国外犯罪行為により死亡した場合

国外犯罪被害弔慰金（被害者1人当たり200万円）

支給対象となり得る方：

被害者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

○国外犯罪行為により重度の障害が残った場合

国外犯罪被害障害見舞金（被害者1人当たり100万円）

受給者：障害（障害等級第1級相当）が残った方

ただし、被害者にも責めに帰すべき行為があった場合や、正当な理由なく、高度の危険が予測される地域に所在していた場合、親族間犯罪、国から賞じゅつ金等が支給される場合などは支給されないことがあります。

【問合せ先】

石川県警察本部警務部県民支援相談課被害者支援室 (代) 076-225-0110

## 警察相談窓口

名称	電話番号	受付時間	内容
金沢東警察署	076-253-0110	24時間	警察に対する相談・要望
警察相談専用電話	・全国共通ダイヤル #9110 ・076-225-9110	24時間	警察に対する相談・要望
性被害110番	・全国共通ダイヤル (ハートさん) #8103(※) ・0120-010-783(※) ・076-225-0281	24時間	チカン、わいせつ被害、ストーカー、DV被害等に関する相談
ヤングテレホン	0120-497-556(※)	平日 9:00~17:45	少年非行に関する相談
いじめ110番	0120-61-7867(※)	24時間	いじめに関する相談
POLICE HELP LINE	076-225-0555	平日 9:00~17:00	外国人の犯罪被害相談 (英語・北京語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語)

※ 通話料無料